

◆石巻市下水排除基準◆

項目	対象者	終末処理場を設置している公共下水道の使用者		
		特定事業場		非特定事業場 (除害施設設置基準)
		排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満	
1	カドミウム及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
2	シアン化合物	1以下	1以下	1以下
3	有機リン化合物	1以下	1以下	1以下
4	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
5	六価クロム化合物	0.5以下	0.5以下	0.5以下
6	ヒ素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	0.005以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下
10	トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	0.3以下
11	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
12	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下
13	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下
15	1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	0.2以下	0.2以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下
20	チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下
21	シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下
22	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下
23	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
24	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
25	ほう素及びその化合物	海域	230以下	230以下
		海域以外	10以下	10以下
26	ふっ素及びその化合物	海域	15以下	15以下
		海域以外	8以下	8以下
27	フェノール類	5以下	5以下	5以下
28	銅及びその化合物	3以下	3以下	3以下
29	亜鉛及びその化合物	5以下	5以下	5以下
30	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	10以下
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	10以下
32	クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下
33	ダイオキシン類	10以下	10以下	10以下
34	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満	380未満
35	水素イオン濃度(pH)	5.0を超え9.0(5.7を超え8.7)未満	5.0を超え9.0(5.7を超え8.7)未満	5.0を超え9.0(5.7を超え8.7)未満
36	生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300)未満	600(300)未満	600(300)未満
37	浮遊物質量(SS)	600(300)未満	600(300)未満	600(300)未満
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5以下	5以下
		動植物油脂類	30以下	30以下
39	窒素含有量	240未満	240未満	240未満
40	りん含有量	32未満	32未満	32未満
41	温度	45(40)度未満	45(40)度未満	45(40)度未満
42	沃素消費量	220未満	220未満	220未満

(単位: 温度、pH、ダイオキシン類以外 mg/l)

()内は製造業又は、ガス供給業の用に供する施設に適用する基準。

■ 部分の基準を超える下水を排除した事業場は、直罰の適用を受けます。

■ 部分の基準を超える下水を排除するおそれのある事業場は、除害施設(処理施設)を設置しなければなりません。

※事業場の接続については、事前に下水道管理課にご相談ください。